平成２６年（フ）第２０５３号
愛知県春日井市岩野町２丁目２番地10　サニー・ブルック102号室、住民票上の住所愛知県春日井市西本町２丁目５番地４
破産者　波多野　隆
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３号
愛知県江南市古知野町宮前198番地
破産者　滝　　隆弘
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７６号
愛知県知多市八幡字勘右エ門沢74番地の１　シャトー八幡105
破産者　除地　耕作
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９６６号
京都市東山区新橋通大和大路東入３丁目林下町459番地　善光寺内
破産者　楠本　華織
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３１号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目２－５－105　善福悦子方、住民票上の住所京都府八幡市内里河原47番地の２　株式会社協伸内
破産者　堤　　正剛
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２００号
京都市右京区花園鷹司町25番地　ＵＲ花園９棟102号、破産手続開始決定時の住所京都市右京区西院上今田町15番地　クリスタルグランツ西大路三条603
破産者　田島守こと呉守元こと　呉　　守元
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６４号
京都市北区小山堀池町37番地
破産者　江村　知之
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４２３号
大阪市港区市岡元町１丁目８番５－502号、従前の住所神戸市東灘区御影石町１丁目１番25―805号
破産者　吉元　　稔
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７３９号
神戸市灘区灘南通４丁目３番22号　クレッソ六甲302号、住民票上の住所神戸市灘区灘南通４丁目３番22号　クレッソ六甲303号
破産者　栢分　厚至
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２１号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎２丁目２番30号
破産者　椿山　　堅
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第９８２号
広島市安佐南区相田３丁目57番32号
破産者　大西　康人
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７３号
北海道旭川市東旭川町東桜岡416番地
破産者　佐藤　広一
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８号
北海道旭川市神居６条15丁目３番２号１階
破産者　窪田　てい（旧姓柳谷）
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０１号
北海道釧路郡釧路町睦３丁目４番地３　睦イシダハイツＡ１号室
破産者　石川　睦子
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２２２号
釧路市益浦４丁目12番２号
破産者　ホームプロメンテナンスこと　山平信之
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１７０号
北海道中川郡本別町仙美里元町59番地１
破産者　門田　裕子
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
宮城県気仙沼市本吉町日門68―６　本吉日門防集第三宿舎内、開始決定時の住所青森県むつ市川内町しなの木85―１、開始決定時の住民票上の住所青森県むつ市川内町桧川川代246番地91
破産者　東　　亨
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６１号
宮城県東松島市大曲字堺堀80番地　矢本運動公園野球場応急仮設住宅６－５号室
破産者　小野　幸作
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係